

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う電話再診による処方箋の発行について

慢性疾患をお持ちの患者さんへ

令和2年2月28日付の厚生労働省の事務連絡において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等について当該慢性疾患に対する医薬品が必要な場合に、感染源に接する機会を少なくするため、医師の判断により電話・情報通信機器による診察での医薬品の処方（処方箋の発行）が認められました。

つきましては、当院においても新型コロナウイルス感染拡大防止のため、

当院を定期受診されている慢性疾患をお持ちの患者さんを対象として、医師が電話診療のみで可能と判断した場合に限り、電話再診による処方箋発行を行うことといたしました。

対象となるお薬はいつも処方されているお薬のみです。

（※医師の判断により、電話診療の対象とならず通常どおり外来受診いただくこととなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

慢性疾患をお持ちの方かつ次回の診療予約が入っている方で「電話再診による処方箋発行」をご希望される方は、以下のとおりお電話でお申込みください。

なお、申し込みは、次回予約日の一週間前までとし、電話申込みのみとさせていただきます。

【電話再診での処方箋発行の対象となる方】

●慢性疾患をお持ちの方かつ次回の診療予約が入っている方で、「電話再診による処方箋発行」をご希望される方（初診の方は対象外です）

【電話再診の主な流れ】

①次回予約日の一週間前までに、診察券と予約票、お薬手帳をご準備の上、当院の代表電話（[TEL:0537-86-8511](tel:0537-86-8511)）におかけいただき、「電話受診にて〇〇科の定期処方を出してもらいたい」旨をお伝えください。

「電話再診による処方箋発行」の申込み先

市立御前崎総合病院

・電話番号 0537-86-8511（病院代表）

・受付時間 平日の14:00～17:00



②主治医に電話再診による処方可否判断を行い、電話受診の日時を折り返し電話いたします。
(医師の判断により電話再診による処方不可の場合もある事をご理解願います。)



③予約日時に担当医師よりお電話いたします。

診察の混み具合等により時間は前後する場合がありますが、確実に電話がとれるようにご準備願います。



④電話での診察終了後、患者さんが指定したかかりつけ薬局にFAXいたします。



⑤電話再診日の翌日以降にかかりつけ薬局へお薬を取りに行ってください。

※電話再診日の当日にお薬の受け取りを希望される方や、お薬の受け取りに関してご不明な点などがある方は、かかりつけ薬局へ直接お問い合わせください。

⑥なお、処方箋の原本は病院からかかりつけ薬局に郵送しますので患者さんにお渡しすることはありません。



⑦診察のお会計は次回来院日にお支払いください。その際に保険証の確認をさせていただきます。

※電話再診においても、外来診察料および処方箋料が算定されます。

以上、ご不明な点などがございましたら、当院までお問い合わせください。